「複合機の賃貸借及び保守業務」に係る一般競争入札

入札説明資料

平成２６年１１月２８日
［変更：平成２６年１２月１０日］

独立行政法人農林漁業信用基金

目　次

Ⅰ　入札説明書 ・・・

Ⅰ　入札説明書

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の入札公告（平成２６年１１月２８日付け公告）に係る入札については、次に定めるところによる。

１　入札に付する事項

（１）入札件名：複合機の賃貸借及び保守業務
　　デジタルフルカラー複合機　３台
　　デジタルモノクロ複合機　２台

（２）仕 様 等：「Ⅳ　仕様書」のとおり。

（３）契約期間：賃貸借及び保守ともに
　　平成 27 年 3 月 1 日～平成 32 年 2 月 29 日（60 箇月）

（４）納入場所：東京都千代田区内神田１－１－１２　コープビル
　　独立行政法人農林漁業信用基金　１１階事務室

２　担当部署

〒１０１－８５０６
東京都千代田区内神田１－１－１２ コープビル５階
独立行政法人農林漁業信用基金　総務部総務課（担当者：松本）
電話　０３－３２９４－４４８１
ＦＡＸ　０３－３２９４－３１４０
メールアドレス　soumu@affcf.com

３　参加資格

（１）下記ア、イ、ウに該当しない者であること。

ア　当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。

イ　会社更生法(平成１４年法律第１５４号)に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成１１年法律第２２５号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。

ウ　反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人をいう。）又はその関係者と認められる者。

（２）次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後２年間一般競争に参加させない。また、これらの者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

ア　契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

イ　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。

ウ　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
エ　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
オ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
カ　経営状態が著しく不健全であると認められる者。
キ　一般競争参加資格審査申請書及び添付書類の重要な事項又は事実についての虚偽の記載をし、又は記載をしなかった者。
ク　商法、その他の法令の規定に違反して営業を行なった者。

4　必要とする要件
「Ⅳ　仕様書」のすべての事項を満たすことができる者であること。

5　入札参加資格審査手続
（1）入札説明書等の交付期間
平成２６年１１月２８日（金）から平成２６年１２月１２日（金）
１５時００分
土日祝祭日を除く平日１０時から１７時まで（１２時から１３時を除く）、上記２の担当部署で配布する。なお、当信用基金ホームページの契約関連情報（http://www.affcf.com/procurement/index.html）にて入札公告、入札説明書等入札に関わる各種書類を公表している。
（2）申請書類等の提出方法等
ア　本件入札の参加希望者は、一般競争参加資格審査申請書その他必要書類（以下「申請書類」という。）を提出し、入札参加資格の有無について信用基金の審査を受けなければならない。
なお、提出期限までに下記の申請書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、当該契約業務の入札に参加することができない。
イ　申請書類
（ア）一般競争参加資格審査申請書（様式１）
（イ）全省庁統一資格における資格審査結果通知書の写し
【全省庁統一資格を有しない場合】
a　一般競争参加資格審査申請書（様式１－（２）～（４））
b　営業経歴書
c　登記簿謄本（法人の場合）
d　財務諸表類
e　納税証明書の写し
（ウ）委任状（代理人を選出する場合）（様式の指定なし）
（エ）第一種定型郵便物の大きさの封筒（競争参加資格審査結果通知の送付先を明記し、返信用切手を添付のこと。）
ウ　提出部数

１部とする。

エ　提出方法

持参により提出すること。郵送及び電送（ファックス、電子メール等）による提出は認めない。

オ　提出期限

平成２６年１２月１２日（金）　１７時００分

カ　受付時間

受付時間は、土日祝祭日を除く平日１０時から１７時（１２時から１３時を除く）とする。

キ　提出先

上記２の担当部署。

ク　提出された申請書類の取扱について

（ア）作成費用は、参加希望者の負担とする。

（イ）申請書類は、返却しない。

6　競争参加資格審査結果の通知

（１）通知する事項

申請書類を提出した者のうち、資格があると認められた者に対しては参加資格がある旨を、資格がないと認められた者に対しては、参加資格がない旨及びその理由を「競争入札参加資格認定通知書」により通知する。

（２）参加資格がない旨の通知を受けた者への説明

申請書類を提出した者のうち、参加資格がない旨の通知を受けた者で、その理由に対して不服のある者は、説明を求めることができる。

（３）結果通知日

競争入札参加資格認定通知書は、平成２６年１２月１６日(火)までに発送する。

7　入札説明書等に対する質問

（１）質問の方法

入札説明書等に対する質問がある場合は、質問書（様式の指定なし）により、原則として電子メールにて照会すること。

（２）電子メールアドレス

Ｅメール：soumu@affcf.com

（３）質問の受付期限

平成２６年１２月１２日（金）　１５時００分

（４）質問に対する回答は原則として当信用基金ウェブサイト「契約関連情報」ページで閲覧に供する。ただし、軽佻な質問又は質問者自身の既得情報、個人情報に関する内容に該当する場合は、質問者に対して個別に回答する。

（５）書類の内容等の変更（例：契約書の修正）があった場合、当信用基金ウェブサイト「契約関連情報」ページで公表する。

８　入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

（１）競争に参加する資格を有しない者による入札
（２）委任状を提出していない代理人による入札
（３）記名押印を欠く入札、金額を訂正した入札
（４）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
（５）入札の目的に示された要件と異なった入札
（６）条件が付された入札
（７）入札書を２通以上投入した者の入札
（８）同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は２者以上の代理をした者の入札
（９）明らかに連合によると認められる入札
(10) 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要のある入札にあっては、証明書が信用基金の審査の結果、採用されなかった入札
(11) 前各号に掲げる場合のほか、信用基金の指示に違反し、又は入札に関する必要な条件を具備していないとき

９　入札執行手続

上記６（１）の通知により資格があると認められた者は、次に定める方法に従い、入札に参加するものとする。

（１）入札日時

平成２６年１２月２４日（水）　１１時００分

入札は期日入札とし、入札が終了次第、開札を行うこととする。

（２）入札場所

〒１０１－８５０６
東京都千代田区内神田１－１－１２　コープビル５階
独立行政法人農林漁業信用基金　第二会議室

（３）提出するもの

ア　入札書・入札書別紙
イ　競争入札参加資格認定通知書

（４）入札の方法

入札書、入札書別紙及び競争入札参加資格認定通知書を持参して行うこととし、郵送及び電送（ファックス、電子メール等）によるものは認めない。

（５）入札書の記載方法

入札金額については､課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、

消費税及び地方税を含まない金額を入札書に記載すること。

なお、落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に１円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てるものとする。）とする。

（６）入札手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

（７）入札保証金及び契約保証金

全額免除する。

（８）開札の日時・場所

日時：平成２６年１２月２４日（水）　入札終了後

場所：独立行政法人農林漁業信用基金　第二会議室

（９）開札

開札は、入札者本人又はその代理人を立ち会わせて行う。

(10) 落札者の決定方法

開札の結果、前項に規定する無効の入札を除き、予定価格の制限範囲で、最低の価格による入札をした者を落札者とする。

なお、予定価格の制限範囲の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行うこととする。

１０　契約に関する事項

（１）競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書の取り交わしをするものとする。

（２）契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

（３）契約書の作成

ア　契約書は３通作成し、各自１通を保有する。

イ　契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。

ウ　契約担当が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

１１　その他

入札参加者は、入札心得等を熟読し、内容を遵守すること。

（注）独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成２２年１２月７日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当信用基金との関係に係る情報を当信用基金のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了知願います。

（１）公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

ア　当信用基金において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

イ　当信用基金との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること

※　予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

（２）公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

ア　当信用基金の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当信用基金ＯＢ）の人数、職名及び当信用基金における最終職名

イ　当信用基金との間の取引高

ウ　総売上高又は事業収入に占める当信用基金との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上

エ　一者応札又は一者応募である場合はその旨

（３）当方に提供していただく情報

ア　契約締結日時点で在職している当信用基金ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当信用基金における最終職名等）

イ　直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当信用基金との間の取引高

（４）公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として７２日以内（４月に締結した契約については原則として９３日以内）

Ⅱ　入札心得

（趣 旨）

第１条　独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の契約に係る一般競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が熟知し、かつ遵守しなければならない事項は、関係法令、信用基金会計規程、信用基金契約事務取扱細則及び入札説明書に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

（仕様書等）

第２条　入札者は、仕様書、図面、契約書案及び添付書類を熟読のうえ入札しなければならない。

２　入札者は、前項の書類について疑義があるときは、信用基金に説明を求めることができる。

３　入札者は、入札後、第１項の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

（入札保証金及び契約保証金）

第３条　入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

（入札の方法）

第４条　入札者は、入札書及びその他指定された書類（以下「入札書等」という。）を持参して行うこととし、郵送及び電送（ファックス、電子メール等）によるものは認めない。

（入札書等の記載）

第５条　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１０８分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

（入札）

第６条　入札を行う場合は、入札書を封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名を表記し、予め指定された時刻までに信用基金に提出しなければならない。この場合において、入札書とは別に提案書及び証書等の書類を添付する必要のある入札にあっては、入札書と併せてこれら書類を提出しなければならない。

２　入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を事前に提出しなければならない。

（代理人の制限）
第７条　入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の代理をすることができない。
２　入札者は、次の各号の一に該当すると認められる者で、その事実があった後２年を経過しない者を入札代理人とすることができない。
（１）契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
（２）公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
（３）落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
（４）監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
（５）正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
（６）経営状態が著しく不健全であると認められる者
（７）一般競争参加資格審査申請書及び添付書類の重要な事項又は事実についての虚偽の記載をし、又は記載をしなかった者
（８）商法、その他の法令の規定に違反して営業を行なった者

（入札の取り止め等）
第８条　入札参加者が連合又は不穏の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

（入札の無効）
第９条　次の各号の一に該当する入札は、無効とする。
（１）競争に参加する資格を有しない者による入札
（２）委任状を提出していない代理人による入札
（３）記名押印を欠く入札、金額を訂正した入札
（４）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
（５）入札の目的に示された要件と異なった入札
（６）条件が付された入札
（７）入札書を２通以上投入した者の入札
（８）同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね又は２者以上の代理をした者の入札
（９）明らかに連合によると認められる入札
(10)入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要のある入札にあっては、証明書が信用基金の審査の結果、採用されなかった入札
(11) その他入札に関する条件に違反した入札

（開 札）

第１０条　開札には、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又はその代理人が立会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立会わせて行うものとする。

（調査基準価格、低入札価格調査制度）

第１１条　予定価格が１千万円を超える工事又は製造その他についての請負契約について、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準は、次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

（１）工事の請負契約にあっては、契約ごとに１０分の７から１０分の９の範囲内で契約担当役等の定める割合を予定価格に乗じて得た額

（２）請負契約のうち、測量業務、土地家屋調査業務、建設コンサルタント業務、建築士事務所業務、計量証明業務、補償コンサルタント業務、不動産鑑定業務及び司法書士業務の請負契約については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに１０分の６から１０分の８の範囲内で契約担当役等の定める割合を予定価格に乗じて得た額

（３）請負契約のうち、地質調査業務の請負契約については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに３分の２から１０分の８．５の範囲内で契約担当役等の定める割合を予定価格に乗じて得た額

（４）その他の請負契約にあっては、契約ごとに予定価格に１０分の６を乗じて得た額

２　調査基準価格に満たない価格をもって入札（以下「低入札」という。）した者は、事後の資料提出及び信用基金が指定した日時及び場所で実施するヒアリング等（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。

３　低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事等の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

（落札者の決定）

第１２条　一般競争入札最低価格落札方式（以下「最低価格落札方式」という。）にあっては、有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。また、一般競争入札総合評価落札方式（以下「総合評価落札方式」という。）にあっては、信用基金が採用できると判断した提案書を入札書に添付して提出した入札者であって、その入札金額が予定価格の制限の範囲内で、かつ提出した提案書と入札金額を当該入札説明書に添付の評価手順書に記載された方法で評価、計算し得た評価値が最も高かった者を落札者とする。

２　低入札となった場合は、一旦落札決定を保留し、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定することがある。

３　前項の規定による調査の結果、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、評価の最も高い者を落札者とすることがある。

（再度入札）

第１３条　開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限範囲の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行うことがある。なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

２　前項において、入札者は、代理人をして再度入札させるときは、その委任状を提出していなければならない。

（同価又は同総合評価点の入札者が二者以上ある場合の落札者の決定）

第１４条　最低価格落札方式にあっては、落札となるべき最低価格の入札をした者が二者以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて契約の相手方を決定する。また、総合評価落札方式にあっては、同総合評価点の入札をした者が二者以上あるときは、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

２　前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、この者に代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（契約書の提出）

第１５条　落札者は、信用基金から交付された契約書に記名押印し、遅滞なく信用基金に提出しなければならない。

２　落札者が契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う。

（入札書等に使用する言語及び通貨）

第１６条　入札書及びそれに添付する仕様書等に使用する言語は、日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

（落札決定の取消し）

第１７条　落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。

以上

Ⅲ　賃貸借等契約

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「甲」という。）と○○○○○　○○○○（以下「乙」という。）と、○○○○○○○○○（以下「丙」という。）とは、複合機５台（デジタルフルカラー複合機３台、デジタルモノクロ複合機２台）の賃貸借及び保守業務に関して次のとおり契約を締結する。

１．業 務 件 名　　複合機の賃貸借及び保守業務

２．品名・数量等　　別紙単価表のとおり

３．設 置 場 所　　東京都千代田区内神田一丁目一番十二号コープビル１１階
独立行政法人農林漁業信用基金

４．契 約 金 額　　賃貸借料　　別紙単価表のとおり
保 守 料　　別紙単価表のとおり

５．契 約 期 間　　賃貸借　平成２７年３月１日から平成３２年２月２９日
保　守　平成２７年３月１日から平成３２年２月２９日

６．契約保証金　　免　除

契　約　条　項

（契約の目的）

第１条　乙は丙をして、この契約に定める条件に従い、デジタルカラー複合機及びデジタルモノクロ複合機（以下「契約物品」という。）を甲に賃貸させ、適切な操作方法を指導するとともに、契約物品が常時正常な状態で使用できるよう保守を行うものとし、甲はその対価として機器の賃貸借料については丙に、保守については乙に支払うものとする。

２　乙は、責任をもって丙をして甲に契約物品を賃借させるものとし、丙が債務を履行しないときは、乙自ら当該債務を履行するものとする。

（代金の支払）

第２条　賃貸借料について、丙は甲が契約物品を使用した月の翌月に、頭書４に定める月額賃貸借料を請求書をもって請求するものとする。

２　保守料について、乙は甲が契約物品を使用した月の翌月に、頭書４に定める月額保守料を請求書をもって請求するものとする。

３　契約金額のうち消費税額は、将来において消費税等の税率が変更された場合は、税率の変更の施行と同時に、当該変更後の税率に基づき、増額または減額されるものとする。
４　甲は、第１項及び第２項の請求書を受理した日から３０日以内（以下「約定期間」という。）に月額賃借料を丙に、月額保守料を乙に支払わなければならない。
５　月額賃借料の計算は、月の初日から末日までとするが、借入期間に１か月未満の端数を生じた場合は、次式により算出した額とし、１円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

月額賃貸借料　÷　当該月の暦日数　×　当該月の使用日数　＝　当該月の賃貸借料

（遅延利息）
第３条　甲が約定期間内に月額代金を支払わないときは、その翌日から起算して支払いを行う日までの日数に応じ、当該未払代金額に対し年5.0パーセントの割合で計算した遅延利息を、乙及び丙は甲に請求することができる。ただし、遅延の原因が天災地変等やむを得ないものであるときは、遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
２　前項の遅延利息の額が100円未満であるときは支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（契約内容の変更等）
第４条　甲は、甲の必要により契約内容を変更し、又は一時中止若しくは停止をすることができる。この場合、契約金額を変更する必要が生じたときは、甲、乙及び丙協議して定めるものとする。

（契約物品の保守）
第５条　乙は、別紙仕様書に定めるほか、契約物品の正常な運転を保持するため、乙の責任と費用負担において、契約物品の調整・修理・物品の交換を行い、また、契約物品が正常に動作しない事態等が発生した場合は、甲の請求により直ちに乙及び乙の指定する技術者による修理調整等に着手し、甲の業務に支障のないよう可及的速やかに回復させなければならないものとする。

（契約物品の操作指導）
第６条　乙は、契約物品の操作を円滑にするため、甲に対し適切な操作方法の指導を無償で行うものとする。

（契約物品の移転・取替・改造等）
第７条　甲が、契約物品の設置場所の移転、取り替え若しくは改造を行い、又は契約物品に他の機械器具の取り付けを行う場合は、あらかじめ乙及び丙の承諾を得るものとする。

（契約物品の所有権）
第８条　契約物品の所有権は丙に属し、甲は善良なる管理者の注意義務をもって使用・管理しなければならない。
２　甲は、契約物品が丙の所有であることを示す表示等を毀損するなど、契約物品の現状

を変更するような行為をしてはならない。

（甲の解除権）

第９条　甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部について、解除することができる。この場合、乙又は丙が損害を被ることがあっても、甲はその責を負わないものとする。

（１）天災地変、その他乙又は丙の責に帰すことのできない事由により、乙又は丙が解約を申し出たとき。

（２）乙又は丙が正当な理由がなく、契約上の義務を履行せず、又は履行する見込みがないと認められるとき。

（３）乙又は丙がこの契約に違反し、又は違反するおそれがあると認められるとき。

（４）この契約の履行について、乙又は丙に不正の行為があったとき。

（５）乙又は丙（乙又は丙の代表者等を含む。）が反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人をいう。）又はその関係者と認められる者であることが判明したとき。

（６）乙又は丙が、解約を申し出たとき。

２　甲は、前項第２号から第６号までに掲げる理由により、契約を解除するときは、違約金として契約金額から履行完了部分に相応する金額を控除した額の100分の10に相当する金額を、乙又は丙に請求することができる。

３　月の中途において解除するときは、当該月の既済部分並びに違約金の期間算出については、第２条第５項の規定を準用する。

４　甲は、同条第１項各号以外の事由により必要があるときは、３０日前に文書をもって協議することによりこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、甲は、これによって生じた乙及び丙の損害を賠償しなければならない。その損害額は、甲、乙及び丙協議して定めるものとする。ただし、乙及び丙の同意を得て解除したときはこの限りではない。

（反社会勢力の排除）

第１０条　乙及び丙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

（１）暴力団員等が経営を支配していると認められる者と関係を有すること。

（２）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者と関係を有すること。

（３）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる者と関係を有すること。

（４）暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者と関係を有すること。

（５）役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等社会的に非難されるべき者と関係を有すること。

２　乙及び丙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約するものとする。
（１）暴力的な要求行為。
（２）法的な責任を超えた不当な要求行為。
（３）取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
（４）風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為。
（５）その他前号に準ずる行為。
３　甲は、乙及び丙が前項各号に違反した場合、何らかの催告をなしに直ちに、締結した一切の契約を解除することができる。
４　甲は、前項に基づく契約を解除したことにより、乙及び丙に発生した損害について、賠償責任は負わない。

（契約物品の返還）
第１１条　甲は､契約の履行終了又は解除によって契約物品を丙に返還する場合において、契約物品に改造又は他の機械器具の取り付けを行っているときは、原状に復して返還するものとする。
２　契約物品の返還に要する荷造り及び運送等の一切の撤去費用は、丙が負担するものとする。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）
第１２条　乙が、次の各号のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 10 分の１に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期限までに支払わなければならない。
（１）この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。次号において「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第８条第１項第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法第７条の２第１項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
（２）この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法 （明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の３又は独占禁止法第 89 条第１項若しくは第 95 条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

（賠償金等の徴収）
第１３条　乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から契約金額支払の日まで年 5.0％の割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
２　前項の追徴をする場合には、甲は、乙から、その期限の日の翌日から支払の日までの日数につき、年 5.0％の割合で計算した額の延滞金を徴収する。ただし、その金額に 100 円未満の端数があるとき、またその金額が 100 円未満であるときは、その端数金額又は

その金額を切り捨てるものとする。

（損害賠償）
第１４条　甲が故意又は重大な過失によって契約物品に損害を与えた場合、乙又は丙は、その賠償を甲に対して請求することができる。

（再委託の制限及び承認手続）
第１５条　乙又は丙は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
２　乙又は丙は、効率的な履行を図るため、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ、再委託先の相手方の住所及び氏名、再委託先の業務の範囲、再委託の必要性、再委託の金額、その他必要な事項を記載した書面を提出して甲の承認を得なければならない。
３　乙又は丙は、前項の承認を受けた再委託（再請負を含む。以下同じ。）についてその内容を変更する必要が生じたときは、前項の記載事項を記入して、あらかじめ甲の承認を得なければならない。
４　乙又は丙は、再々委託又は再々請負（再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む。以下同じ。）を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の住所、氏名及び業務の範囲を記載した書面を、第２項の承認の後、速やかに、甲に届けなければならない。
５　乙又は丙は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第３項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、甲に届けなければならない。
６　甲は、前二項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙又は丙に対し必要な報告を求めることができる。
７　再委託する業務が委託業務を行う上で発生する事務的業務であって、再委託する金額が契約金額の５０パーセント以下であり、かつ、１００万円以下である場合には、軽微な再委託として前項までの規定は、適用しない。

（秘密の保持）
第１６条　乙及び丙は、この契約の履行にあたって知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らしたり、又は他の目的に利用してはならない。

（紛争の解決）
第１７条　この契約書の各条項において甲、乙及び丙協議して定めるものにつき協議が整わない場合その他この契約に関して甲、乙及び丙の間に紛争が生じた場合には、甲、乙及び丙協議のうえ、第三者を選定してそのあっせんにより解決するものとする。

（管轄裁判所）
第１８条　この契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とする。

（その他）
第１９条　甲、乙及び丙は、信義をもって誠実にこの契約を履行するものとし、この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙及び丙協議のうえ決定するものとする。

この契約の証として、本書３通を作成し、甲、乙及び丙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

平成２７年〇〇月〇〇日

甲　東京都千代田区内神田一丁目一番十二号コープビル
独立行政法人農林漁業信用基金
〇〇〇〇〇〇〇〇〇
生年月日　〇〇年〇〇月〇〇日

乙　〇〇〇〇　〇〇〇〇〇
〇〇〇〇　〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇
生年月日　〇〇年〇〇月〇〇日

丙　〇〇〇〇　〇〇〇〇〇
〇〇〇〇　〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇
生年月日　〇〇年〇〇月〇〇日

別紙

単　価　表

デジタルフルカラー複合機及びデジタルモノクロ複合機

１．賃貸借料（消費税込み）

（デジタルフルカラー複合機仕様書１）

機　種　名	1台あたりの月額（円）	数　　量
		２台

※林業信用保証勘定、漁業信用保険勘定及び漁業災害補償関係勘定使用分。

（デジタルフルカラー複合機仕様書２）

機　種　名	1台あたりの月額（円）	数　　量
		１台

※林業信用保証勘定使用分。

（デジタルモノクロ複合機仕様書３）

機　種　名	1台あたりの月額（円）	数　　量
		２台

※林業信用保証勘定、漁業信用保険勘定及び漁業災害補償関係勘定使用分。

２．保守料（消費税込み）

機　　種	コピー料金	
	コピー枚数範囲	単　価（円）
（デジタルフルカラー複合機仕様書１）	（モノクロ）	
	（カラー）	
（デジタルフルカラー複合機仕様書２）	（モノクロ）	
	（カラー）	
（デジタルフルカラー複合機仕様書３）	（モノクロ）	

Ⅳ　仕様書

１．件名

複合機の賃貸借及び保守業務

２．賃貸借物件の内容等

（１）デジタルフルカラー複合機　　３台

デジタルモノクロ複合機　　２台

（２）導入に係る搬入、設置、設定作業等

（３）撤去作業

（４）複合機の保守及び消耗品供給

３．導入形態

導入形態は、入札者からの賃貸借又は入札者が第三者をして物件を貸付けようとする場合にあっては第三者からの賃貸借とする。

４．納入期限及び賃貸借期間

（１）納入期限

平成２７年２月２８日までに納入し、正常に稼動することを確認することとする。

なお、納入日等の詳細については、信用基金と協議の上、決定する。

（２）賃貸借期間

平成２７年３月１日から平成３２年２月２９日の期間（６０箇月）

５．納入場所及び保守履行場所

東京都千代田区内神田１－１－１２ コープビル

独立行政法人農林漁業信用基金　１１階事務室

６．複合機の賃貸借に係る業務

（１）機器仕様

①　デジタルフルカラー複合機仕様１（２台）

デジタルフルカラー複合機仕様１は、複写機能、スキャナ機能及びプリンタ機能を有すること。なお、ＦＡＸ機能は不要である。その他、詳細は別掲「デジタルフルカラー複合機仕様書１」のとおりとする。

②　デジタルフルカラー複合機仕様２（１台）

デジタルフルカラー複合機仕様２は、複写機能、スキャナ機能、プリンタ機能及びＦＡＸ機能を有すること。その他、詳細は別掲「デジタルフルカラー複合機仕様書２」のとおりとする。

③　デジタルモノクロ複合機仕様３（２台）

デジタルモノクロ複合機仕様３は、複写機能、スキャナ機能、プリンタ機能及びＦＡＸ機能を有すること。その他、詳細は別掲「デジタルモノクロ複合機仕様書３」のとおりとする。

（２）搬入、設置、設定作業

受注者は、複合機の設置にあたり、下記の作業を行うこと。設置に要する費用は受注者が負担すること。

①　信用基金が指定する箇所へ搬入、設置、組立てを行うこと。原則として、平日の９時３０分から１７時００分までの間に作業すること。搬入用エレベータは使用可能。

②　信用基金の指定するＩＰアドレス等の設定を行い、信用基金の指示に従ってネットワークに接続すること。

③　信用基金の指定するクライアントパソコン及びサーバにドライバーのインストール及びスキャナ設定作業等を行い、プリンタ及びスキャナー機能が正常に稼働することを確認すること。

④　ＦＡＸ機能を有する複合機については、正常に稼働できるよう設定及び確認すること。

（３）撤去作業

受注者は、契約期間終了後、受注者の負担で撤去作業を行うこと。

（４）その他

①　ドライバーインストール、プリンタ、スキャナー及びＦＡＸ機能の設定方法について、取扱説明書とは別に、システム管理者用の簡潔なマニュアルを作成すること（複合機１台につき１部提出)。

②　複合機納入に際しては、機器の操作方法についての講習を行うこと。

③　調達物品は中古品であってはならない。

④　納入完了時点で信用基金の検査を受け、その結果が不合格の場合には、信用基金の指示に従って、可及的速やかに当該機器を完全な代替機器と交換すること。

７．複合機の保守業務

（１）予定枚数

①　デジタルフルカラー複合機仕様１

・　モノクロ　　３１，０００枚／月

・　カラー　　３，０００枚／月

② デジタルフルカラー複合機仕様２

・　モノクロ　　９，０００枚／月

・　カラー　　１，０００枚／月

③ デジタルモノクロ複合機仕様３

・　モノクロ　　１，０００枚／月

※　予定枚数は使用実績に基づき算出したものであるが、入札金額を算定するために提示するものであり、契約期間における使用枚数を保証するものではない。

（２）保守業務

保守とは、障害時の復旧を指すものとし、信用基金が複合機を常時正常な状態で使用できるよう､以下の保守体制及び消耗品の供給体制をとることとする。なお、消耗品は、トナーや交換部品等、複合機を使用するために必要となる全てのもの（用紙、ステープル針を除く。）とする。

① 消耗品は、不足し業務に支障の出ることのないよう、充分な供給体制を確保するとともに、必要と認められる場合は予備の備え付け若しくは配送等により速やかに供給を行うこと。

② 消耗品の回収については、受注者の責任において、信用基金の指定する場所から定期的又は信用基金の要求時に迅速かつ適法に処理すること。

③ 機器に不具合が生じた場合には、原則として、平日の９時３０分から１７時００分までに発生した障害に対応することとし、信用基金からの連絡後１時間以内に作業の実施または作業開始予定時間の連絡が実施できること。また､設置場所での修理が困難であり､工場等に引き取って修理する場合には、代替機を設置すること。

④ 日本語での対応ができること。

⑤ 保守及び消耗品供給の連絡先を複合機に表記すること。

⑥ 支払金額の算出根拠となるメーター確認を行なうこと。なお、確認方法については、信用基金と協議の上、決定すること。

なお、支払金額の算出に当たり、デジタルフルカラー複合機とデジタルモノクロ複合機を区別しない場合でも、各機器毎の内訳が確認できること。

⑦ 保守等の実施に必要となる複写枚数及び請負者の責めに帰すべき事由による複写枚数（不良コピー）は保守等料金から控除すること。

⑧ 実際の保守業務にあたっては、調達物件のメーカー又は純正部品の供給を受けて作業を実施することが可能な代理店や取扱店等が行うこと。

８．その他

以上の他、本仕様書に明記されていない事項であっても、契約履行上必要なものは、随時信用基金の指示を仰ぐこと。

デジタルフルカラー複合機仕様書１

購入台数	２台
形式	コンソール式
連続複写速度	モノクロ：A4用紙で毎分70枚以上　　カラー：A4用紙で毎分60枚以上
原稿サイズ	最大A3
複写サイズ	A5～A3　官製はがきへの複写が可能であること。　（両面時：A3、A4、B4、B5）
複写倍率	25～400％の範囲において１％毎の縮小拡大設定
解像度	読取り、書込み及びプリント出力時に600×600dpi以上であること
階調	256階調
その他機能	両面印刷、集約印刷、ページ印刷機能を有していること。
給紙トレイ	・4段の自動給紙トレイを有すること（うち１トレイ（段）はA4用紙1,000枚以上、他３トレイ（段）はA3、
	B4、B5用紙を各500枚以上、給紙可能であること）。
	・手差しトレイ（100枚以上）を有すること。
機械占有寸法	幅2,020mm以下×奥行950mm以下（フィニッシャートレイ及び手指しトレイ伸長時、オプション等含む）
原稿送り	・自動両面原稿送り装置を有すること。
	・両面原稿は、両面同時で読取可能なこと。
	・原稿積載枚数は、180枚以上であること。
対応OS	Windows Vista、Windows７を含むそれ以降のWindows系のOS
プロトコル	TCP/IPに対応すること。
インターフェイス	100BASE-TX／10BASE-Tに対応すること。
ネットワーク機能	・LAN接続が可能であること。サーバーを必要とせずにネットワーク接続が可能であること（パソコンから
	ネットワーク経由で直接プリントできること。複合機からネットワーク経由でスキャンデータを直接パ
	ソコンに送ることができること。）。
スキャン機能	・カラースキャナーを有すること。
	・スキャンしたデータをクライアントパソコンに作成したフォルダに保存できること。
	・出力フォーマットは、TIFF、JPEG、PDFを選択できること。
フィニッシャー	・総収容可能枚数が3,000枚以上であること。
	・最大ステープル枚数はA4用紙で50枚以上、１箇所（手前、奥打）及び２箇所（並行打）が可能であること。
	・パンチ機能（2穴）を有すること。
	・ソート機能（ずらして排紙する仕分け機能を含む。）を有すること。
電源	・100V/20A以内、2電源以内であること。
	・最大消費電力2.0ｋW以下であること。
環境	・エコマーク、グリーン購入法及び国際エネルギースタープログラムに適合していること。
	・TEC値8.0kWh以下であること。
	・一定時間操作しない状態が続いたとき、自動的に低電力モードになること。
セキュリティ	・ハードディスク内のデータ消去及び暗号化機能を有すること。
	・プリント出力時に本体の操作パネルで利用者認証が成功した者のみ印刷が許可される機能を有すること。
	・「ISO／IEC 15408」の認証を取得していること。
カード認証機能	・カード認証機能を装備していること。（カードは複合機1台につき2枚）
	・カラーコピー時のみ認証を行うように設定すること。
その他	・パソコンからプリンター機能での出力時には、制限(パソコンの出力設定を毎回カラー出力に変更しないと
	出力できない機能等）することができる機能を装備していること。
	・複合機をインターネットに接続しないこと。
	・ハードディスク及びメモリは、本仕様に基づき正常に使用するために必要となる標準的な容量であること。
	・中古品であってはならない。
	・移動可能であること。（キャスター付等）
	・メーカー作成の説明書（日本語）が添付されていること。
	・この仕様書に記載されていない事項で、機能上必要なものは装備すること。
	・機械占有寸法以外の項目で標準搭載していない機能等については、オプションにより対応すること。

デジタルフルカラー複合機仕様書２

購入台数	１台
形式	コンソール式（ただし、デスクトップ式に給紙トレイを追加する等により床置き式とする場合でも可とする。）
連続複写速度	モノクロ：A4用紙で毎分45枚以上　　カラー：A4用紙で毎分40枚以上
原稿サイズ	最大A3
複写サイズ	A5～A3　官製はがきへの複写が可能であること。　（両面時：A3、A4、B4、B5）
複写倍率	25～400％の範囲において１％毎の縮小拡大設定
解像度	読取り、書込み及びプリント出力時に600×600dpi以上であること
階調	256階調
その他機能	両面印刷、集約印刷、ページ印刷機能を有していること。
給紙トレイ	・4段の自動給紙トレイを有すること（A4、A3、B4、B5用紙を各500枚以上、給紙可能であること）。
	・手差しトレイ（100枚以上）を有すること。
機械占有寸法	幅1,750mm以下×奥行800mm以下（フィニッシャートレイ及び手指しトレイ伸長時、オプション等含む）
原稿送り	・自動両面原稿送り装置を有すること。
	・両面原稿は、両面同時で読取可能なこと。
	・原稿積載枚数は、100枚以上であること。
対応OS	Windows Vista、Windows７を含むそれ以降のWindows系のOS
プロトコル	TCP/IPに対応すること。
インターフェイス	100BASE-TX／10BASE-Tに対応すること。
ネットワーク機能	・LAN接続が可能であること。サーバーを必要とせずにネットワーク接続が可能であること（パソコンから
	ネットワーク経由で直接プリントできること。複合機からネットワーク経由でスキャンデータを直接パ
	ソコンに送ることができること。）。
	・組織内ネットワークとFAXに使用する公衆通信回線が複合機の内部において接続されないようにすること。
スキャン機能	・カラースキャナーを有すること。
	・スキャンしたデータをクライアントパソコンに作成したフォルダに保存できること。
	・出力フォーマットは、TIFF、JPEG、PDFを選択できること。
FAX機能	・適用回線は、一般加入電話回線に対応できること。
	・送信原稿及び記録紙サイズはA3～A5、通信モードはG3に対応できること。
	・アドレス帳（宛先表）に1,000件以上登録可能であること。
フィニッシャー	・総収容可能枚数が1,000枚以上であること。
	・最大ステープル枚数50枚以上、１箇所（手前、奥打）及び２箇所（並行打）が可能であること。
	・パンチ機能（2穴）を有すること。
	・ソート機能（ずらして排紙する仕分け機能を含む。）を有すること。
電源	・100V/15A以内、1電源以内であること。
	・最大消費電力1.5ｋW以下であること。
環境	・エコマーク、グリーン購入法及び国際エネルギースタープログラムに適合していること。
	・TEC値4.0kWh以下であること。
	・一定時間操作しない状態が続いたとき、自動的に低電力モードになること。
セキュリティ	・ハードディスク内のデータ消去及び暗号化機能を有すること。
	・プリント出力時に本体の操作パネルで利用者認証が成功した者のみ印刷が許可される機能を有すること。
	・「ISO／IEC 15408」の認証を取得していること。
カード認証機能	・カード認証機能を装備していること。（カードは2枚）
	・カラーコピー時のみ認証を行うように設定すること。
その他	・パソコンからプリンター機能での出力時には、制限(パソコンの出力設定を毎回カラー出力に変更しないと
	出力できない機能等）することができる機能を装備していること。
	・複合機をインターネットに接続しないこと。
	・ハードディスク及びメモリは、本仕様に基づき正常に使用するために必要となる標準的な容量であること。
	・中古品であってはならない。
	・移動可能であること。（キャスター付等）
	・メーカー作成の説明書（日本語）が添付されていること。
	・この仕様書に記載されていない事項で、機能上必要なものは装備すること。
	・機械占有寸法以外の項目で標準搭載していない機能等については、オプションにより対応すること。

デジタルモノクロ複合機仕様書３

購入台数	２台
形式	コンソール式（ただし、デスクトップ式に給紙トレイを追加する等により床置き式とする場合でも可とする。）
連続複写速度	モノクロ　A4用紙で毎分25枚以上
原稿サイズ	最大A3
複写サイズ	A5～A3　官製はがきへの複写が可能であること。　（両面時：A3、A4、B4、B5）
複写倍率	25～400％の範囲において１％毎の縮小拡大設定
解像度	書込、読取及びプリント出力時に600×600dpi以上であること。
階調	256階調
その他機能	両面印刷、集約印刷、ページ印刷機能を有していること。
給紙トレイ	・4段の自動給紙トレイを有すること（A4、A3、B4、B5用紙を各500枚以上、給紙可能であること）。
	・手差しトレイを有すること。
機械占有寸法	幅1,000mm以下×奥行800mm以下（排紙トレイ及び手指しトレイ伸長時、オプション等含む）
原稿送り	・自動両面原稿送り装置を有すること。
	・両面原稿は、両面同時で読取可能なこと。
	・原稿積載枚数は、100枚以上であること。
対応OS	Windows Vista、Windows７を含むそれ以降のWindows系のOS
プロトコル	TCP/IPに対応すること。
インターフェイス	100BASE-TX／10BASE-Tに対応すること。
ネットワーク機能	・LAN接続が可能であること。サーバーを必要とせずにネットワーク接続が可能であること（パソコンから
	ネットワーク経由で直接プリントできること。複合機からネットワーク経由でスキャンデータを直接パ
	ソコンに送ることができること。）。
	・組織内ネットワークとFAXに使用する公衆通信回線が複合機の内部において接続されないようにすること。
スキャン機能	・カラースキャナーを有すること。
	・スキャンしたデータをクライアントパソコンに作成したフォルダに保存できること。
	・出力フォーマットは、TIFF、JPEG、PDFを選択できること。
FAX機能	・適用回線は、一般加入電話回線に対応できること。
	・送信原稿及び記録紙サイズはA3～A5、通信モードはG3に対応できること。
	・アドレス帳（宛先表）に500件以上登録可能であること。
排紙機能	・総収容可能枚数が250枚以上であること。
	・ソート機能を有すること。
	・機能別に排紙先を分けることが可能なこと（２か所以上）。
電源	・100V/15A以内、1電源であること
	・最大消費電力1.6ｋW以下であること。
環境	・エコマーク、グリーン購入法及び国際エネルギースタープログラムに適合していること。
	・TEC値1.8kWh以下であること。
	・一定時間操作しない状態が続いたとき、自動的に低電力モードになること。
セキュリティ	・ハードディスク内のデータ消去及び暗号化機能を有すること。
	・プリント出力時に本体の操作パネルで利用者認証が成功した者のみ印刷が許可される機能を有すること。
	・「ISO／IEC 15408」の認証を取得していること。
その他	・複合機をインターネットに接続しないこと。
	・ハードディスク及びメモリは、本仕様に基づき正常に使用するために必要となる標準的な容量であること。
	・中古品であってはならない。
	・移動可能であること。（キャスター付等）
	・メーカー作成の説明書（日本語）が添付されていること。
	・この仕様書に記載されていない事項で、機能上必要なものは装備すること。
	・機械占有寸法以外の項目で標準搭載していない機能等については、オプションにより対応すること。

Ⅴ　入札書

総　　額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

（内訳）

内　　容	総　　額（円）	備　　考
賃貸借料	円	５台分×６０ヶ月
保 守 料	円	５台分×６０ヶ月
合　　計	円	

入札件名　複合機の賃貸借及び保守業務

入札説明書等を承諾のうえ、上記のとおり入札いたします。

平成　　年　　月　　日

住　所

会社名

氏　名　　印

独立行政法人農林漁業信用基金　御中

（備考）

１　入札金額の有効数字直前に￥を付すこと。

２　入札金額は、見積った契約金額の１０８分の１００に相当する金額を記載すること。

３　入札金額は、「複合機の賃貸借及び保守業務」に関する総価とし、内訳の 60 ヶ月総額と一致させること。

入札書別紙

１．月額賃借料（5 台分）

	台　数 ①	月額賃貸借料 （１台あたり）②	賃借料合計 ①　×　②
仕様書１の複合機	2	円	円
仕様書２の複合機	1	円	円
仕様書３の複合機	2	円	円
合　計（A）	5		円

２．月額保守料（5 台分）

	台　数 ①	月間予定使用枚数 （１台あたり）	単価	月額保守料 （１台あたり）②	保守料合計 ①　×　②
仕様書１の複合機	2	モノクロ３１，０００枚	円	円	円
		カラー　　３，０００枚	円	円	円
仕様書２の複合機	1	モノクロ　９，０００枚	円	円	円
		カラー　　１，０００枚	円	円	円
仕様書３の複合機	2	モノクロ　１，０００枚	円	円	円
合　計（B）	5			円	円

３．入札金額(60 ヶ月の総額)　（(A)＋(B)）×60 ヶ月＝＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

（備考）

１　上記金額は、消費税及び地方消費税を除いた額とすること。

２　保守料の欄の区分等は、適宜記載すること。

３　金額に１円未満の端数がある場合、その端数金額を切り捨てること。

様式1

一般競争参加資格審査申請書(物品製造等)

平成26年11月28日入札公告に係る　「複合機の賃貸借及び保守業務」　契約の競争に参加する資格の審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実を相違しないことを誓約します。

平成　　年　　月　　日

殿

01 郵便番号 ［　　］－［　　］

02 フリガナ
住所

03 フリガナ
商号又は名

04 フリガナ
代表者氏名　（役職）　（氏名）　印

05 フリガナ
担当者氏名

06 電話番号　　07 ＦＡＸ番号

08 希望する製造等の種

1 製造	2 販売〔a 卸売・b 小売〕	3 買受け〔c 立木竹・d その他〕	4 役務提供	5 その他

09 希望する営業品目等

様式1－(2)

11	② 直前2年度分決算		③ 直前1年度分決算		④ 直前2か年間の年間平均実績高
	年 月から 年 月まで (千円)	年 月から 年 月まで (千円)	年 月から 年 月まで (千円)	年 月から 年 月まで (千円)	(千円)
製造等実績高					
合計					

様式1－(3)

12	区　　分	直前決算 (千円)	剰余(欠損)金処分 (千円)	決算後の増減額 (千円)	合　　計 (千円)
自己資本額	① (うち外国資本) 払込資本金				( )
	② 準備金・積立金				
	③ 次期繰越利益(欠損)金				
	④ 計				

14	
外資状況	1 外国籍会社 [国名 :]
	2 日本国籍会社 [国名 :] (比率 : 100 %)
	3 日本国籍会社 [国名 :] (比率 : %) [国名 :] (比率 : %)

13			
経営状況	流動比率	流動資産 (千円) / 流動負債 (千円) × 100 ＝	(%)

15	① 創業	② 休業又は転(廃)業の期間	③ 現組織への変更	④営業年数 (年)
営業年数等	年 月 日		年 月 日	

16		
常勤職員の数 (人)		
うち役員等数		

17	① 機械装置類	② 運搬器具	③ 工具その他	④ 合計
設備の額 (千円)				
18 主要整備の規模				

様式1－(4)

営業所名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号 市外局番	市内局番	番号
	－ ( )				
	－ ( )				
	－ ( )				
	－ ( )				
	－ ( )				
	－ ( )				
	－ ( )				
	－ ( )				
	－ ( )				
	－ ( )				

記載要領

1 「所在地」欄には、営業所の所在地を上段から左詰めで記載すること。

2 「電話・FAX番号」欄には、上段に電話番号を、下段にFAX番号をそれぞれ記載すること。